

市民意識調査の結果から ～②日本に居住する外国人の人権問題～



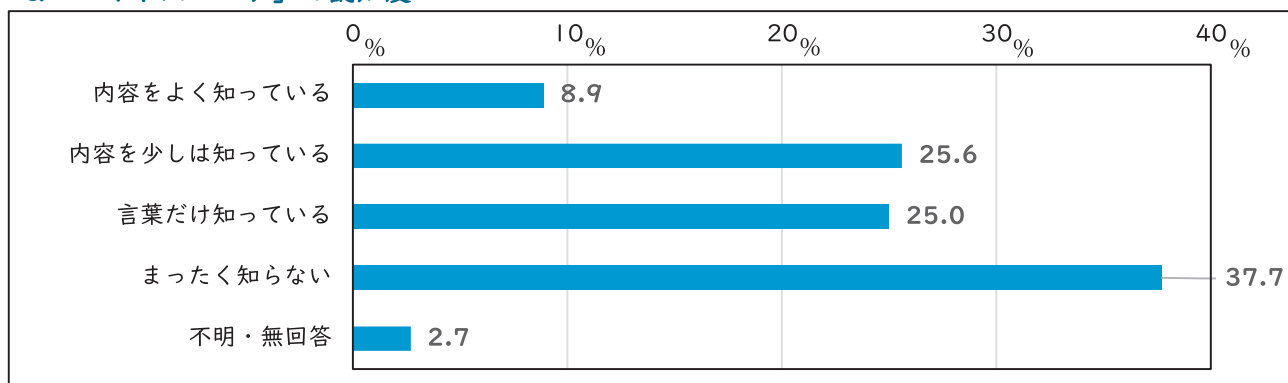
昨年度、市内の2,000人を対象に実施した人権・同和問題市民意識調査の結果について、今回は、日本に居住する外国人の人権について報告します。

近年、在日外国人に対する「ヘイトスピーチ※1」が、新たな人権問題として社会的な関心を集めている中、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

※1 一般的に特定の国の出身者であること、又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

それでは、うきは市民は、日本に居住する外国人の人権問題についてどうとらえているのでしょうか。「うきは市人権・同和問題市民意識調査」の回答結果から見てみます。

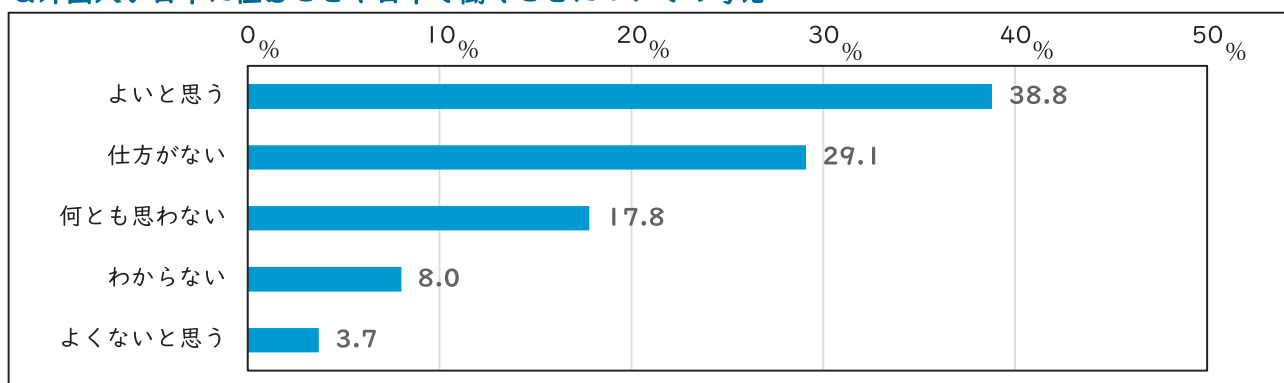
Q「ヘイトスピーチ」の認知度



「言葉だけ知っている」や「まったく知らない」のように内容を知らない市民が6割近くおり、「ヘイトスピーチ」に関する認知は不十分だと言えます。

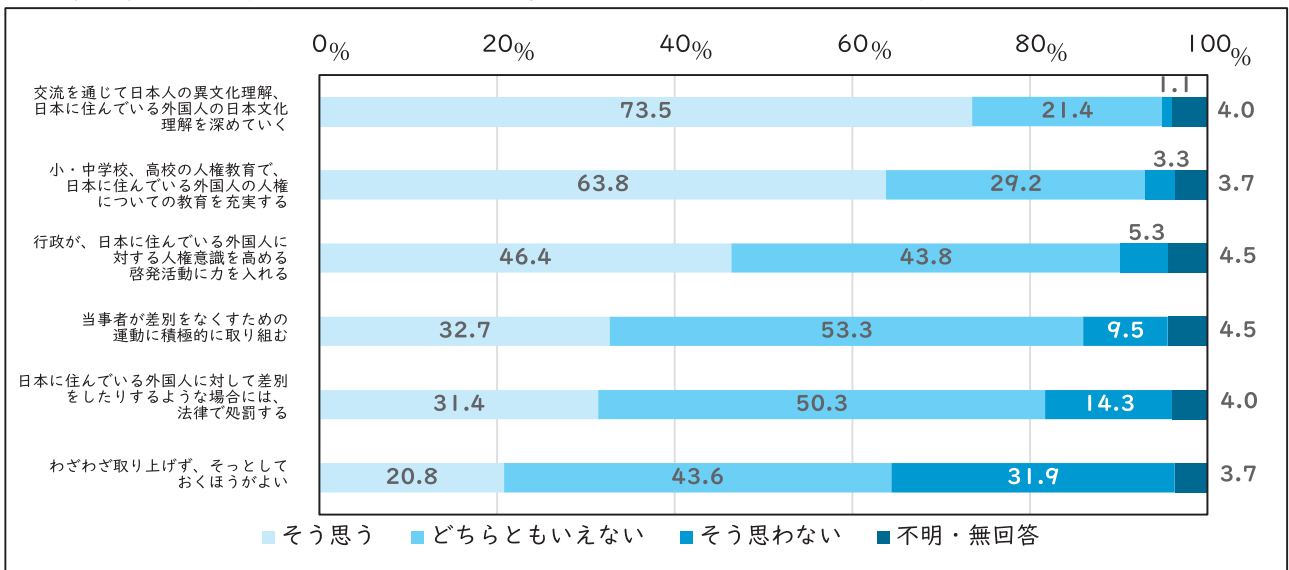
外国人労働者の受入れを拡大する改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、いろいろな職場で働く外国人労働者と日常的に接する機会が多くなることを考えると、「ヘイトスピーチ」に関する教育・啓発が課題となってきます。

Q外国人が日本に住むことや日本で働くことについての考え



「よいと思う」が4割程度を占めています。「何とも思わない」の解釈は、外国人が日本に住むことや働くことに無関心なのか、それとも抵抗はないということなのかで違ってきます。もし、前者の考えならば、「仕方がない」と合わせて消極的な気持ちの市民が46.9%いることになり、後者の考え方であれば、「よいと思う」と合わせて積極的に外国人の居住や就職を受け入れる態度の市民が56.6%いることとなります。

Q 日本に居住する外国人に対する差別を解消するための方法についての考え



日本に居住する外国人に対する差別を解消するための方法についての考えは、「交流と異文化理解」が73.5%、「学校での人権教育の充実」が63.8%、「行政の啓発活動の充実」が46.4%の順番で高くなっており、相互理解を深めていく取り組みが求められています。

○多文化共生社会※2を目指して

近年、多くの外国人が日本で暮らしています。彼らは、日本語がよくわからなかったり、日本の習慣になれていないことから、住民とのトラブルを抱えていたり、生活の中で不便を感じていることもあります。

人権に国境はありません。外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが大切です。

※2多文化共生社会とは・・・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら、共に生きていく社会のこと。

●問合せ 人権・同和対策室 ☎75-4984



特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。
 こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、
 差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。
 違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。
 法務局では、職員や人権擁護委員が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題
 について相談に応じています。
 人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番 0570-003-110 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911